

<対策のポイント>

水産物の輸出拡大を図るため、拠点となる漁港・港湾における集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的な整備、HACCP対応の水産加工施設の改修、輸出拡大に向け機能的なバリューチェーンの構築に資するシステム・機器整備等を支援します。

<政策目標>

水産物の輸出額の増加（3,500億円 [平成31年まで]）

<事業の内容>

1. 水産物輸出促進緊急基盤等整備事業 7,700百万円

① 水産物輸出促進緊急基盤整備事業 <公共> 4,900百万円

大規模流通・輸出拠点漁港（特定第3種漁港等）を核とした地域において、一貫した衛生管理の下で集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的整備を推進します。

② 水産物輸出拡大施設整備事業 2,800百万円

水産物の陸揚量が多い港湾を核とした地域において、港湾管理者等が行う岸壁等の整備と連携して、衛生管理に必要な共同利用施設等の整備を推進します。

2. 水産物輸出促進緊急推進事業(HACCP対応のための施設改修等支援事業)

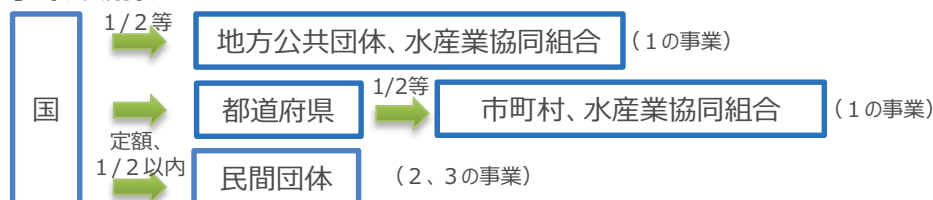
800百万円

- 輸出先国のHACCP基準への対応を目指す水産加工業者等に対し、水産加工・流通施設の改修等を支援します。

3. 水産物輸出拡大連携推進事業 200百万円

- 生産・加工・流通・販売等のバリューチェーン関係者が連携して国際市場に通用するモデル的な商流・物流を構築し、輸出を推進する取組を支援します。

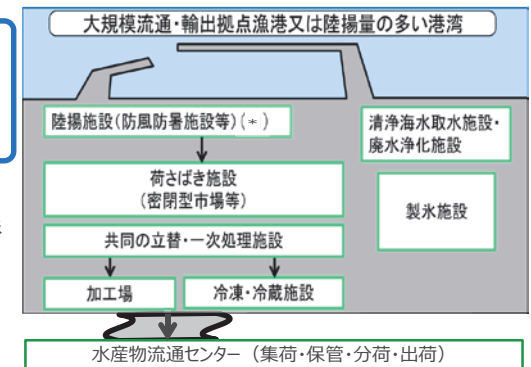
<事業の流れ>



<事業イメージ>

1 大規模流通・輸出拠点漁港等における地公体・漁協等による共同利用施設等の一体的整備

(*) 水産物の陸揚量が多い港湾を核とした地域においては、陸揚施設の整備は港湾管理者等が港湾整備として実施。



2 HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修等を支援



3 国際市場に通用するモデル的な水産物商流・物流の構築



関連対策

- ・輸出先国が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器整備等
- ・持続可能な水産業の認証活用の加速化等



【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁計画課 (03-3502-8491)
 13 (2、3の事業) 水産庁加工流通課 (03-3502-8427)